

[御意見募集要項]

1．意見募集対象

「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案について」

2．募集期間

平成22年4月6日（火）から平成22年5月6日（木）

（郵送の場合は、5月6日必着でお願いします。）

3．提出方法

意見提出用紙の様式に従い、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で、下記の提出先まで御提出ください。ただし、郵送の場合には封筒に赤字で、FAXの場合は冒頭に題名として、E-mailの場合には件名に、それぞれ「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案に対する意見」と記載してください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

[意見提出用紙]

標 題：水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案に対する意見

宛 先：環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて

住 所：〒

氏 名（職業）：

年齢及び性別：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

意 見：

< 該当箇所 >

（資料のどの部分についての御意見か該当箇所が分かるように明記してください。）

< 意見内容 >

< 理 由 >

（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

法人の場合は、法人名・所在地を明記してください。

4．意見提出先

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて

ファクシミリの場合 Fax:03-3501-2717

電子メールの場合

電子メールアドレス：mizu-noyaku@env.go.jp

5. 資料の入手方法

インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室において資料配布

場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階2305室

郵送による送付

郵送を希望される方は、140円切手を貼付した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。）を同封の上、上記「4. 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6. 注意事項

御意見は、日本語で御提出ください。

電話での御意見の提出は御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください）。

御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。